

# 困窮外国人支援の現在

——難民・仮放免状態にある人を中心に

大澤 優真

---

はじめに

- 1 「生きていけない」仮放免者
- 2 「ホームレス化」する入国まもない難民
- 3 何をすればよいか・できるか

おわりに

はじめに

大澤と申します。よろしくお願ひします。「困窮外国人支援の現在」ということでお話をいたします。いろいろなステータスの外国人の方々が困窮化しているのですが、それについても若干触れつつ、難民・仮放免の方々を中心に話をいたします。

まず自己紹介です。私は法政大学の社会学部を卒業し、その後、現代福祉学部の大学院・人間社会研究科で博士号を取得しました。学生時代から、研究と同時に、いろいろな支援団体で支援活動をしてきました。日本人か外国人かなどは分けていなかったのですが、最初は日本人のホームレス状態の方々の支援を行うことがほとんどでした。支援に関わってから10年以上たちます。その中で外国籍の方と出会うようになり、最近はおそらく90%ぐらいが外国籍の人の支援になっているかと思います。現在は大学院を修了して、いくつかの団体に所属して支援活動を行っています。「北関東医療相談会」では理事・事務スタッフとして、難民や仮放免者など生活に困窮する外国人の医療・生活・住居支援にあたっています。「つくろい東京ファンド」では生活支援スタッフとして、日本人や外国人の住居・生活支援を行っています。「移住者と連帯する全国ネットワーク」では運営委員として、医療・福祉・社会保障の改善に取り組んでいます。研究面では、大学の非常勤講師をしながら、博士論文をこのたび出版しました（『生活保護と外国人——「準用措置」「本国主義」の歴史とその限界』明石書店、2023年）。法政大学の博士号（人間福祉）のほか、社会福祉士の資格を持って活動しています。

今日お話ししたい内容は「1 「生きていけない」仮放免者」、 「2 「ホームレス化」する入国まも

ない難民」, 「3 何をすればよいか・できるか」です。1を中心に話をして、2と3については時間が許す範囲でお話しできたらと思います。

## 1 「生きていけない」仮放免者

まず「「生きていけない」仮放免者」について、詳しい方もおられると思いますが、あまり知らない方もいらっしゃると思いますので、基礎的なところからお話ししたいと思います。

### 日本に暮らしている外国人

まず、この日本にどのような外国籍の方々がどれぐらいいるのか確認したいと思います。日本で外国籍の方が暮らすためには、原則、在留資格が必要になります。たとえば、「教授」という在留資格があれば日本で大学教授の仕事をして暮らすことができます。「技能」という在留資格もあります。インド料理人のコックなど外国料理の技能を持っている方などです。「技能実習」や「特定技能」という在留資格もあります。その他、「永住者」や「定住者」など、身分・地位に基づく在留資格もあります。いま日本にはこの在留資格が29種類あり、3,223,858人(2023年6月末現在)の方々が在留資格を持って暮らしています。日本の総人口の2.6%ですので、だいたい50人に1人が外国籍の人という計算になります。50人に1人という数字の評価は人によってバラバラだと思われていますが、私は結構多いという印象を持ちました。これがまず在留資格を持って日本に暮らしている人たちです。

その一方で、在留資格がない人たちも日本に暮らしています。在留資格がない人は、よくメディアでは不法滞在者といわれたりします。そういった扱いは支援団体としてはしたくないので、私たちは超過滞在者、非正規滞在者といったりしています。そういった在留資格がない人が約8万人(79,101人、2023年7月1日現在)いらっしゃいます。

この非正規滞在者の中に、「入管収容者」と「仮放免者」がいます。2021年にスリランカ人女性のウィシュマさんという方が入管という施設の収容所の中で適切な医療を受けられないで亡くなりました。いま裁判されていますけれども、そういった入管施設に収容されている方々が、2022年末現在で229人いるとされています。現在ではさらに増えて200~300人程度いるのではないかと思います。また、今日の話の中心になる仮放免とされている方々が、2022年末現在4,671人、約5,000人いらっしゃる状況です。在留資格のある外国人が約322万人、在留資格のない外国人が約8万人ですので、合計して日本に約330万人の方々が暮らしています。

### 貧困の拡大

私の研究面での専門は貧困研究です。貧困という視点でみたときに、コロナ以前も貧困状態にある外国人の方はいたのですが、とくにコロナ以降にさまざまなカテゴリーの外国籍の人が困窮化しました。そしていまも困窮化し続けている現状があります。

事例として三つの記事を紹介します。一つ目は、2022年4月18日の中日新聞の記事で、「コロナ禍「困窮外国人が増加」 津の団体、人助け遺志継ぐフードバンク」とあります。コロナで生活

に困窮した外国籍の人が増えたので、食料支援をしっかりとやりますと書かれています。外国人の方々への食料支援はあまり報道されていませんが、全国的に行われています。日本人を対象としたフードバンクに外国籍の人が多く来るということもあったりします。ニーズがないところで支援は行われないので、食料を求める外国籍の人が増えている印象を持っていますし、今も私自身、日本人のホームレスの方々を支援していますが、都内の炊き出しの会場に来られる人数は過去最多であり、ずっと高止まりしている状況です。毎回 600～700 人ぐらいが炊き出しに並んで食料を求めています。相談も 100 人ぐらいが相次いでいる状況です。いわゆる路上生活のホームレスの方々はあまり来られません。最近増えているのはネットカフェで暮らしているような人、スーツの人、家族連れ、女性や若年層がすごく増えています。必ずしも生活保護につながらない、つなげられない人たちが、炊き出しに多く並んでいる印象があります。支援団体の現場では、貧困が一般化しつつあるのではないかとされていますが、それを感じています。ともに日本に暮らしている中で、外国籍の人だけ困窮の波を受けていないわけではないので、外国籍の方々も困窮化しているのではないかと推測はできますし、私自身もそういった実感があります。

二つ目は、TBS テレビの 2023 年 3 月 11 日の番組で、「「私はここで死ぬ」イタリア人男性自殺…外国人ホームレス「急増」「生きられない」仮放免の実態」という特集報道です。ホームレス化する外国籍の人が増えているという内容です。コロナ前も路上生活になる外国籍の方がいましたが、コロナ以降に増えた印象があります。たとえば、2021 年頃に出会ったインド人の方で、技能ビザをお持ちで 20 年ぐらい日本でインド料理人として働いていたのですが、コロナのあおりを受けて失職して家賃が払えなくなり、都内で路上生活をされていました。相談会でたまたま出会って、家がないので助けてくださいという相談でした。「ミスター、助けてください」と泣きながら話をするのですが、どうにもできないのです。後でお話するように、技能ビザの人は生活保護を利用できません。それゆえ路上生活になったら、自力でお金を稼いで、アパート暮らしに上がるしかないのですが、コロナで働くことができなくなったため、ずっと路上生活という状況でした。たまたま支援団体のシェルターが空いていたため、そこに入ってなんとか家を確保することができました。こういった支援団体による支援が、事実上、最後のセーフティネットになっている状況です。ただ、このセーフティネットはとても脆くて、そこから漏れ落ちる人がたくさんいます。そういった人たちが仮放免者の人たちですが、正直、多くの人を救えていない状況です。

三つ目は、2023 年 2 月 1 日の静岡新聞の記事で、「ひとり親 1～2 割、外国人 3 割 静岡県内コロナ特例貸し付け 社会的弱者困窮浮き彫り」というものです。貸し付けを受ける外国人のことが書かれています。ご存じの方も多いかと思いますが、社会福祉協議会を窓口にして、特例貸し付けが行われました。コロナで困窮した人にお金を貸す仕組みです。この記事によると、申請した人のうちの 3 割が外国籍の人だったとあります。最終的なデータを私は確認できていないのですが、群馬県でも 4 割が外国人だったという報道もありました。栃木県も 4 割程度とっていました。豊島区は中間報告で 50%が外国籍の方だったといます。群馬県の大泉町は外国籍の人が多いところですが、7～8 割が外国人という報道をみました。最初に確認したように、総人口に占める外国人の割合は 2.6%です。その一方で、コロナの特例貸し付けを申請した人たちでは 30%が外国人、多いところは 80%が外国人だったりするわけです。なぜこのようなギャップが生まれるかというと、

困窮化したときに使える制度がないからです。端的にいうと、生活保護が使えないからです。外国人の方が使える制度がなくて、たまたまコロナになり、特例貸し付けは外国籍の人に門戸が開かれていたので、そこに殺到したということがあります。使えてよかったのですが、この制度は2022年9月で終了しましたし、貸し付けなので、返済しなければいけない。返済できるのかどうか、いろいろな問題があると思います。

三つの記事を紹介しながらお話ししましたが、コロナ禍以降、さまざまなカテゴリーの外国籍の人たちが困窮化した、あるいは困窮化し続けている状況があります。コロナも物価高も、あくまで「きっかけ」だったのではないかと私は思っています。もともと脆弱だった生活基盤が悪化して、顕在化したにすぎない。もともと脆弱だった生活基盤の背景にはいろいろあるのですが、一番大きいのは、社会保障制度がない、ということです。社会保障制度が機能している／機能していないではなくて、社会保障制度が存在しない、ということです。

### 社会保障制度のない外国人

たとえば国民健康保険です。制度上、国民健康保険に加入できない外国人は13万人程度いるといわれています。いわれていますというのは、統計的に把握されていないからです。国民健康保険に加入できる人たちは住民票を持っている人たちです。少し前まで入管が住民票を持ってない外国人の人たちがどれくらいいるかという統計を作っていたのですが、統計の作成をやめてしまったため、はっきりした人数はわかりません。ですが13万人程度と推測されています。

この13万人の人たちは、病院に行くと、診療費や薬代は全額自己負担になります。私の経験でいうと、だいたい普通の風邪でも薬代込みで1万円から2万円になります。ちょっとMRIを取ってみるといような診療になると、5万円や10万円かかります。それゆえ基本的に病院に行くことは困難です。また、全額自己負担どころか、通常の治療費の2倍や3倍を請求する病院もあります。全額自己負担が2万円だとしたら、4万円や6万円を求める病院です。そういった病院は国立系の病院が多くて、東京では国立国際医療センターや東大病院、千葉だと千葉大学病院といったところが、無保険の外国人に対して2倍・3倍の治療費を取る運用を行っています。

このような状況ですので、基本的に無保険の外国籍の人は体調不良でも我慢して病院に行きません。我慢して治る場合もあります。ただ我慢してどんどん重症化していく場合もあります。重症化した先にあるのは緊急搬送です。私もこれまで緊急搬送されて残念ながら亡くなっていった人を見てきました。受け入れた側の病院にとっても、無保険の重病の患者さんがやってくるので、多額の未収金が発生します。ある地方の基幹病院のソーシャルワーカーの方から聞いた話では、循環器系の大きな病気を抱えた方を緊急搬送で受け入れたところ1000万円の未収金が出たとのことでした。正直、珍しくない話であり、あまり報道はされませんが、こういったことが現場では起きています。

医療機関にとっては大きな打撃であり、日本人の場合、生活保護を利用できれば、医療扶助が病院に支払われますので、なんとかあります。しかし外国籍の人は生活保護を利用できないのです。生活保護を利用できないけれども、その代わりに、準用措置という生活保護のような仕組みで保護されます。だったら、この準用措置を利用できればいいのですが、すべての外国人が利用できるわ

けではありません。一定範囲の外国人に限られています。在留外国人の半数以上（51.2%）、数にして約165万人の方々には、この生活保護準用措置を利用できません。

この165万人の人たちは、もちろん全員が困窮するわけではありません。ただ、ひとたび困窮化すると、医療を受けられない、ホームレス化する、ホームレス状態から脱却できない、つまり生存が危ぶまれる貧困状態から全く抜け出せないという状況になります。日本国籍があれば、「最後のセーフティネット」である生活保護を利用して、貧困から脱する方法があります。しかし準用措置のない外国人の場合は、その方法がとれないのです。

### 貧困に苦しむ「仮放免」の外国人——仮放免者とは？

そういった状況が端的に表れているのが、今日の話の中心である「仮放免」という人たちです。まず「仮放免とは何か」ということからお話ししたいと思います。

法的な定義は、「入管法に基づいて収容令書又は退去強制令書により収容されている者について、病気その他やむを得ない事情がある場合、一時的に収容を停止し、例外的に身柄の拘束を解くための措置」というものです（法務省出入国管理在留管理庁（2019）『収容・送還に関する専門部会 第3回会合 収容・仮放免に関する現状』）。この定義は難しいので、私は次のように言い換えています。「日本政府から「あなたは日本にいてはいけない」と言われたけれども、国に帰ることはできず「入管」に収容された。しかし病気などの事情で一時的に「入管」外で生活することが認められた人」です。例をあげると、日本政府が、ある外国籍の人に対して、ビザが切れたのであなたは日本にいてはいけない、帰るなさいという。言われた外国籍の人が「実は私は〇〇の事情があって国に帰れないんです」という。そうすると、原則、入管施設に収容されることとなります。例外もあるのですが、原則、入管施設に収容されます。収容されたら出てこられないです。出られるのは「自分で国に帰ります」というときだけです。原則そうなっています。ただ、病気やその他やむを得ない事情がある場合には一時的に入管の外で生活することができる場合がある。こうした措置が仮放免で、こうした措置を受けている人たちを仮放免者といいます。

仮放免の人たちは本当に多種多様で、背景もさまざま、いろいろな方々がいらっしゃいます。ですが、彼らの状況に着目したときに、もちろん例外もありますが、おおむね二つ、共通点があります。一つは「何かしらの理由でいま帰国ができない」、もう一つは「生活に困窮している」です。この二つについてお話ししたいと思います。

### 「帰れない」仮放免者たち

まず「帰れない」「難民である」ということです。ロシアによるウクライナ侵攻で、ウクライナから日本に避難してきた方々がおられます。すでに2,500人程度になっている状況です。このウクライナの方々が日本に逃げてきている理由は明らかで、命が危ないから、あるいは生活ができないから逃げてきています。こうしたウクライナ人の人たちに対して、「ウクライナ人は出ていけ」とか「国に帰れ」という人はあまりいないと思います。少なくとも、日本政府や入管は公式な見解で、ウクライナの人たちはウクライナにいと危ないから日本でより安定的に暮らしていけるようにしますといっています。自治体が住宅の支援や生活費の支援をしたり、大学などの教育機関が支

援をしたり、企業も支援して、一般の人たちも支援している状況です。それを聞いて私は、よく日本は難民に冷たい国だといわれますが意外と優しいじゃないかとほっとしたりします。

ただ、ロシアによるウクライナ侵攻が起きるもっと以前から、ウクライナのような国から逃げてきている人たちが、日本にたくさんいらっしゃいました。ただ、こうした人たちが難民として日本では認められないまま、仮放免というステータスで日本に暮らし続けています。

一例として、コンゴ民主共和国出身のポンゴ・ミンガシャンガ・ジャックさんという方の話をしたいと思います。金井真紀さんが書かれた本『日本に住んでる世界のひと』（大和書房、2022年）に彼の状況がよく書かれています。コンゴは安全に暮らすのが難しく、危ない、大変な状況の国です。私もジャックさんのことを知るまであまりわからなかったのですが、本当に厳しい状況にあって、日本に逃げてきたそうです。本の中には次のように書かれています。「集会やデモの最中に、武装した男たちが襲撃してくる。仲間が突然、行方不明になる。そういうことが数え切れないぐらい起きた」「家で両親と団欒していたら武装団が乱入してきて、『母親といますぐここでセックスしろ。できないなら殺す』と言われた仲間もいる。強姦は日常茶飯事」。私は、日本生まれの日本育ちで、ずっと日本で暮らしているので、こういった言葉を目の前にしたときに実感がともなわず想像もつかないのですが、ジャックさんや難民の方々の話を聞いていると、本当にそういった過酷な状況の中で暮らしていたんだということがわかります。

ジャックさんは日本に逃げてきてよかったのですが、ただ「よかった」では終わらないのです。ジャックさんは、日本に逃げてきてからも厳しい状況が続いています。金井さんの本に書いてあるのを少し読みたいと思います。

ジャックさんが日本に来て2年が経った2014年6月のこと。キンシャサのジャックさんの実家に警官が訪ねてきた。お父さんを連行し、「息子のジャックはどこにいる？」と尋問した。お父さんが「知らない」と答えると、男たちはお父さんをボコボコに殴った。ジャックさんの説明を聞いた広岡さんは一瞬沈黙した後、こんなふうに訳した。「あのね、ボコボコどころじゃなくてね……最後は棒を股間に突き刺したんだって。お父さんは血まみれになって亡くなった」

これがジャックさんが日本に逃げてきて2年後の出来事です。さらにその2年後です。

2016年5月、ふたたびジャックさんの実家を訪ねる男たちがいた。その日、お母さんと3歳になる甥っ子（弟の息子）のふたりが在宅していた。「ジャックはどこだ？」と問われたお母さんが「知らない」と答えると、男たちは暴力を振るった。

「これ、そのときの写真」

ジャックさんが大事そうにファイルから取り出した写真を、わたしは一生忘れないだろう。つぶらな瞳の男の子が、顔から血を滴らせながら泣いている。お母さんは頭に包帯を巻かれて、眠っているように見える。ふたりとも、搬送先の病院で亡くなった。

「ぼくがUDPSの活動家になることを、両親は止めなかった。誰もが自分の信念に従って生き

るしかない、という考えだったと思う。だけど結果的にぼくのせいで彼らは命を落とすことになった」

これも、言葉ではわかるのですが、本当に想像ができません。ジャックさんは日本に命からがら逃げてきて、それで日本に逃れたことはよかったです。けれども、ジャックさんの言葉でいうと、僕のせいで実の両親とおいっこが殺されたということです。私はそうは思わないのですが、ジャックさんはそういった母国の状況があって日本で暮らしているのです。そのジャックさんは現在どういう状況かという、いまだに仮放免です。仮放免というのは、先ほどお話ししたように、日本政府からは「帰りなさい」といわれている人たちです。ジャックさんがコンゴに帰ったらどうなるか、火を見るより明らかだと思います。実の両親とおいっこが殺されているのに、ジャックさんが殺されないわけがない。ただ、日本政府からは「帰りなさい」といわれている。「あなたは難民ではないから帰りなさい」といわれ続けているのです。

こういったジャックさんのような人は珍しくないです。難民として認められず、ずっと仮放免という状況の方々です。でも国には帰れません。日本の難民認定率はとても低く、2022年では2.0%です。それ以前はもっと低かったのですが、それでも上がったのですが、諸外国に比べればとても低い状況です。たとえば難民認定率は、イギリス68.6%、カナダ59.2%、米国45.7%、ドイツ20.9%、フランス20.9%、イタリア13.9%です（難民支援協会「日本の難民認定はなぜ少ないか？——制度面の課題から」[https://www.refugee.or.jp/refugee/japan\\_recog/](https://www.refugee.or.jp/refugee/japan_recog/)）。日本の2.0%という数字がいかにか低いかかわかるかと思います。

仮放免の中には、必ずしも難民ではないけれども、国に帰れないという方々もいらっしゃいます。たとえば日本に長く20年も30年も暮らし続けていて生活の基盤が日本にしかない方、家族が日本にいたので帰れないという方、そして日本で生まれて日本で育っている子どもや若者たちです。私が支援しているある中学生のお子さんはこう話しています。「入管に出頭しなければいけないのですが、そのたびに担当の職員の方から、『国に帰りなさい』と言われるのです。でも、そのときに私はいつも言うんです。『私は日本生まれ、日本育ちで、日本語しか話せないし、国籍国にも行ったことがない』。帰れてと言われるけれども、私の帰る国は日本なんです。」

仮放免の高校生のみさきさんという方の手記があるので、ご紹介したいと思います。

私は、2006年に日本で生まれました。母と兄と私は在留資格がありません。父と弟は在留資格があります。私が仮放免ということに気づいたのは、小学校5年生のときでした。はじめて入管に行き、自分はまわりにいる友達とは全然違って、生きる権利を持っていないことを知りました。入管の職員に「はやく自分の国に帰ってください。帰らないなら、いつか、あなたが学校にいるとき、皆の前で連れて帰ります」と脅されました。それまでは、この国で普通に生きて、普通に暮らしていけると思っていたので、自分がおかれている立場を知り、怖くなりました。

それ以来、人に囲まれたりすると、心の奥で入管の言葉を思い出し、今でも不安になります。…夜は不安で眠れず、朝も起きられない生活が続いて、生きている心地がしませんでした。（2022年11月2日「在留資格のない外国人の生存権を求める院内集会と省庁交渉」より転載）

私は仮放免のお子さんをそれなりに支援しているのですが、初めて出会ったお子さんが、みさきさんのような趣旨のお話をされたのです。入管に行ったらこう怒鳴られたとか、帰れといわれたという話でした。私はそのとき、本当に申し訳ないのですが、そのお子さんの言葉を信じていなかったのです。日本生まれで日本育ちの子ども、しかも未成年の子ども、小学生の子どもに、入管の職員が高圧的に「国に帰れ」などというのだろうか、正直信じていなかったのです。子どもなので、大げさにいっているのかなと思っていました。ただ、その後、いろんなお子さんを支援していると、グラデーションはあれ、ほとんど同じようなことを皆さんおっしゃるのです。やはり入管はそうなんだと思って反省しました。統計的にみても、以前は入管施設に未成年のお子さんを収容していたこともあるので、高圧的で脅すような取り扱いをしていたことも普通にあったのだらうと思います。みさきさんは、続いて、このように手記で記しています。

高校生になってからは、前向きに学校に通うことはできましたが、まわりの子はアルバイトをはじめたり、進学などの話をするようになり、自分はこの先どうなってしまうんだろう、どうやって生きていくんだろう、と、見えるはずの将来が何もないです。

高校の授業でも、将来の夢を述べて、どうしていくかを発表することがあります。小学生以来、将来の夢を考えられなくなっていたので、先生に、発表できないと伝えたのですが、単位に影響するからと言われ、就けるはずもない職業について考えなければなりませんでした。(同上)

「就けるはずのない職業」という言葉の意味がわかるでしょうか。仮放免の方々は一切働いてはいけないのです。雇用されて働くのがダメなだけでなく、自営業もダメです。人の手伝いをしてお金をもらうこともダメ。収入を得ることはすべて一切禁止されており、規則を破ると収容されます。みさきさんも同じで、アルバイトをしてはいけないのです。一般的には、義務教育が終わると、高校に進学して、卒業したら働いたり、専門学校や大学に行ったりして、就職します。ですが仮放免のお子さんの場合は、がんばって大学に行ったとしても、その先はないのです。本当に何もなく、そこで終わりです。在留資格が付与されれば働けるようになりますが、付与されなければ、学校を卒業すると先がないのです。みさきさんのいう「就けるはずのない職業」「見えるはずの将来が何もない」というのは、そういった意味です。仮放免の子どもについては、『マイスマーランド』という映画(川和田恵真監督、2022年)でよく状況が描かれていますので、ぜひご覧になってください。

最近では、子どもについては制度の仕組みが動いていて、在留資格のないお子さんに在留資格を出すことが始まっています。しかし、その措置を受けられる人たちは限られていて、対象は18歳未満の子どもで、日本生まれの人だけが対象です。そのため、幼少期の1～2歳から日本に来て、日本でずっと育っているという子どもであっても、対象外です。また日本生まれ日本育ちでも、親が違法に入国したなどの場合でも、その子どもは対象外になっています。結果として、在留資格がなくて退去命令が出ている18歳未満の子ども295人のうち、在留資格が与えられる救済対象にな



るのは140人程度とみられています（2023年8月5日東京新聞）。また、この措置は2024年6月までですが、日本政府が在留資格を出す対象と明言した人であっても在留資格が出ていないケースが散見されます。理由はわかりません。

このように仮放免の人たちの背景はさまざまで、いろんな方々がいますが、「何かしらの理由で帰国ができない」というのは、第一の共通点です。

### 過酷な状況で生きる仮放免者たち

第二の共通点は、「生活に困窮している」ことです。先ほどお話ししたように、仮放免の人たちは一切働いてはいけません。生活するための収入を得ることが禁止されています。健康保険や生活保護など社会保障制度も認められていません。仕事ができない代わりに社会保障制度があるかというとなのです。また移動制限もあります。許可なしに県境をまたぐ移動ができません。また1か月ごとや数か月ごとに「入管」に出向いて、再収容か否か判断されます。再収容となれば即収容されてしまいます。「働けない」「食べられない」「病院に行けない」「家賃を払えない」。つまり「生きていくことができない」、本当にそういった状況です。

こういったことをお話すると、それはさすがに大げさではないか？ 結局どうにかなるでしょ？ といわれることがあります。どうにかなる人もいますが、どうにもならない人もいます。2021年1月に亡くなったカメルーン人女性のマイさんの例を紹介します。私は直接の面識はないのですが、リアルタイムで支援者の方々とやりとりしていたので、マイさんの状況を知ることになりました。カメルーンという国もそれまで私はあまり知らなかったのですが、調べてみると本当に厳しい状況にあって、英語圏とフランス語圏の対立があり、マイさんもその紛争に巻き込まれ、パートナーからのDVもあり、日本に逃げてきた方です。まもなく在留資格を失って、入管に収容され、仮放免と収容を何回か繰り返していくうちに、マイさんが病気であることがわかりました。末期がんでした。気付いたときには手遅れで、病院に行ったけれども手の施しようがないといわれ、マイさんはアパートに帰るのですが、家賃を払えなかったため鍵を換えられてしまい、入れない状況でした。アパートには戻れず、友人宅・知人宅を転々として、最後はホームレス生活になりました。末期がんで、治療も痛み止めも何もなく、路上生活を送るのは、心身ともにきつかったと思います。そういったマイさんを牧師さんがたまたま発見して、修道会が住む場所を提供してくれました。しかし健康保険に入らず、医療費を払えないので、病院にいけません。無保険の末期がんの患者を病院が受け入れると、病院は未収金という赤字を出すので、受け入れてくれません。ただ最終的には受け入れてくれる病院があり、マイさんは入院できたのですが、2021年1月、42歳で亡くなりました。ホームレス生活になってから3か月後でした。病院は最終的に600～800万円の未収金を出したと聞いています。

マイさんのケースをどう思われるでしょうか。牧師さんにみつけてもらった、ある病院が受け入れてくれた、最期はベッドの上で亡くなったので良かったといえるでしょうか。私はそうは思えません。マイさんが日本人だったら生きていたのではないかと思います。マイさんは外国人で仮放免だったから何の治療も受けられないまま手遅れになって亡くなってしまったのです。マイさんが働くことができ健康保険に入ることができて早期に治療ができていたら助かっていたかもしれませ

ん。マイさんが亡くなったのは2021年1月ですが、2021年の3月に、スリランカ人女性のウィシュマさんが入管の収容中に亡くなりました。33歳でした。ウィシュマさんが適切な治療を受けられずに亡くなったことは大きな社会問題になりましたが、マイさんも同じです。入管の中で亡くなるか、外で亡くなるかという違いだけで、本質は変わらないのではないかと思います。

### 仮放免者の生活実態調査

こういった事例をお話すると、大変なのはわかったけれども、それはほんの一部の特異な事例なのではないかといわれることもあります。それゆえ私が所属している北関東医療相談会では、2021年10月～12月に「仮放免者生活実態調査」を行いました。対象は、北関東医療相談会が支援している仮放免者、他の外国人支援団体・支援者が支援している仮放免者、仮放免当事者から紹介のあった仮放免者に調査票を郵送する方式で行いました。全国450件（世帯）に郵送して、回収率は31.3%（141件）でした。この調査の詳しい報告書については団体のホームページに載っていますので、ぜひみてください（北関東医療相談会「生きていけない」外国人仮放免者の過酷な生活実態「仮放免者生活実態調査」報告」2022年3月 <https://npo-amigos.org/post-1399/>）。

報告書の一部を紹介すると、仮放免の人たちの87%が20～50代で、いわゆる稼働年齢層であることがわかりました。日本の滞在年数は、「30年以上」が16%、「20年以上」が36%で、日本に長く暮らして定住化している人たちが多いです。ただ働くことは認められていないので、1日1食にしている人が16%もいました。6人に1人です。家賃滞納の有無では、滞納ありが40%と半数近くにのぼります。最も顕著だったのが、お金がなくて病院に行けないという人が84%だったことです。支援者の実感としてもそうだと思いますが、この調査をしてみると、仮放免の人たちが生きていけないという状況が浮き彫りになりました。

### 仮放免者の住居調査

さらに2023年には北関東医療相談会、ビッグイシュー基金、つくろい東京ファンドの3団体が共同で「仮放免者と住居」の実態を解明するための調査を行いました。2023年8月～12月、各外国人支援団体が支援を行っている仮放免者、仮放免当事者から紹介のあった仮放免者に対して、調査票を郵送する方式で行いました。全国550件に郵送して146件の回答を得ました。回答は33の国・民族にのぼりました。この調査の報告書も団体のホームページに載っていますのでみてください（北関東医療相談会／ビッグイシュー基金／つくろい東京ファンド「仮放免者住居調査報告——追いつめられるホームレス化する仮放免者」2023年12月 <https://tsukuroi.tokyo/2023/12/19/2050/>）。

この調査の回答者がどういった方だったか紹介すると、86%が20～50代の稼働年齢層で、先ほどの調査と同じです。難民申請している人はどれぐらいいるか聞いたところ、85%が難民認定の申請中でした。また調査回答者の31%は未成年の子どものいる世帯でした。入管は、仮放免者が難民申請をしているか、子どもはいるかなどは調べていないので、国の統計ではわからないのですが、私たちの調査では仮放免の方はこういった方々だとわかりました。

家賃の負担感をとても苦しい・苦しいと答えた人は91%、電気ガス水道の負担感をとても苦しい・苦しいと答えた人は86%で、苦しいと答えている人たちがほとんどです。家賃滞納をしてい

る人は46%、電気ガス水道を滞納している人は40%でした。過去に滞納したことはありますかと聞いたところ、過去に家賃滞納経験のある人は66%、電気ガス水道光熱費を滞納したことがある人は63%でした。ここからわかるのは、滞納している人が多いということ、半数以上が滞納した経験があるということです。

住居の確保についても聞きました。まず住居を確保することがとても大変・大変と答えた人は70%にのぼりました。この確保が大変ということには、いくつかの意味があります。まずひとつは、家賃を払うのが大変だということです。仮放免の人たちは働けないので収入が得られない。就労収入を得られない中、どのように家賃を払っているかという、親族や友人からもらう、借金をする、あるいは私たちのような支援団体からもらう、ということをしています。たとえば、私が所属している「つくろい東京ファンド」では、1年半で家賃だけで700万円の支援をしています。シェルターに関しては1000万円ぐらいの支援をしています。それでも足りないです。1団体だけでこれぐらいの費用を支払っていて、他に同じようなことをしている団体がいくつかあります。仮放免者は、就労が禁止されているので、家賃を払うには、支援団体や友人からもらうしかないのです。

住居を確保することが大変だというもうひとつの意味は、住居契約の問題です。仮放免者の人たちは身分証を持ってないので、家を自分の名義で借りることができないのです。地方に行って大家さんと直接契約をして借りる人もいますが、それが叶わない人もいます。結果として本人以外、家族以外の方が所有する住居で暮らすほかありません。今回の調査で聞いたところ、調査回答者の53%が本人や家族以外が所有する住居で暮らしていました。つまり、家賃を払えないという意味での不安定と、自分や家族名義の家で暮らしていないという不安定があります。

住居を確保しても維持できないという問題もあります。調査では、5人に1人（21%）が「過去に家賃を支払えずに住居を失った経験」があり、同様に5人に1人（22%）が「過去に路上生活をした経験」がありました。

これらの調査結果をまとめると、仮放免者は働ける人が多い。定住化している人が多い。難民申請をしている人が多い。30%は未成年の子どもがいる。その人たちは、電気や水道光熱費の支払いが苦しくて、実際に半数以上が滞納している。滞納をどのように解消するか、家賃を支払うかという、家賃を支援してもらったり、借金をしたり、他人名義の家で暮らしたりして何とかする。ただ、それでも維持できなくて、5人に1人が家を失い、路上生活になっている。こういったことが調査で明らかになりました。仮放免の人たちは、人として尊厳を持って「生きていけない」状況に追い込まれているのです。

### 仮放免者が「生きる」ために必要なこと

こうした仮放免の人たちが「生きる」ために何が必要かという、さまざますべきことはあるのですが、第一に「就労を認めること」です。まず何よりも就労を認めてくださいということを私は強くいいたいです。仮放免の方々はどういっています。「私は働き者です。自分の力で生きていきたい。他人に頼るのではなく、自立して自分の力で生活したい。この国の役に立ちたい。少しでも力になりたい」。

働く働かないは本人次第ですが、そもそも働く選択肢が与えられていないことが問題です。仮放免の人たち、少なくとも私が支援する人たち全員が「働きたい」といっています。ただ実際は制度として働けない。しかし働かないと生きていけない。それゆえ仮放免の人の中にも入管にだまって働く人もいます。ですが働くといっても契約が交わせない労働なので、最低賃金以下だったり、労災が起きても労災として扱ってくれないような環境で働いています。働いていることが入管にバレたらどうなるかという、そういった人たちも何人も見てきましたが、収容されます。収容されてどうなるかという、無期限収容なので、いつ出てこられるか、わかりません。携帯電話やスマホも持てない。面会もかなり制限されて満足に面会できない。頭が痛いと訴えても病院に行けるのは3週間後といった状況です。収容環境がひどいと訴えると制圧される。制圧という言葉は専門用語なのですが、かなり過度な暴力で閉じ込められてしまう。単独房に入れられてしまうこともあります。そういった収容環境なので、私が出会う人のほとんどの仮放免の人は「絶対あそこには入りたくない」といいます。でも働かないと生きていけない。でも働くと収容されるというジレンマです。この仮放免という制度は、人生を破綻させる制度です。人によって死を意味しますし、実際そういうこともあります。

人生を破綻させるような制度は、制度として問題があると私は思います。支援者や支援団体がそういっているだけではなく、国連も同様な見解を示しています。2022年11月3日、国連の自由権規約委員会から「総括所見」が出されました。「在留資格またはビザを失い「仮放免」されて外に出された「Karihoumensha（仮放免者）」が働くことも収入を得ることも選択肢として与えられず危険な状況に置かれていることに、依然として懸念を抱いている。」「締約国は以下のことをすべきである。「仮放免」されている移民に必要な支援を提供し、収入を生み出す活動に従事する機会を設けることを検討すること」。仮放免者という日本語は、Karihoumenshaと英語で表記されるようになりました。必要な支援、就労を認めるべきであることを国連が日本政府に勧告したということは、人権問題として扱われたということです。

2023年6月9日に入管法の改定案が可決・成立しました。私たち支援団体から見ると、改正ではなく、改悪です。3回目以降の難民認定申請者を強制送還することができるようになったからです。最初にご紹介したジャックさんのような人を無理やり本国に帰すことができるようになったということです。帰してどうなるかというのは本人もわかるし、周りもわかるし、みんなわかるわけなので、止めてほしいと思います。入管法の改定では、その一方で、難民や仮放免者の方々の生活保障の記載は一切ありません。入管法が変わっても変わらなくても、仮放免者の人たちの生活の苦しさ、苦境は変わらないままです。

## 2 「ホームレス化」する入国まもない難民

### 日本でも急増する難民、母子でホームレス状態に

あと残り時間は少しですが、難民の話をしたと思います。入国まもない難民がホームレス化しているという問題です。ほとんど報道されないで、支援の現場からみた最先端の状況をお伝えできたらと思います。

いま世界で難民の人たちが急増しています。紛争や迫害によって故郷を追われた人々です。国外に逃れた難民と国内避難民がいて、2022年末は1億840万人いるといわれています。世界の人口80億人のうち、74人に1人です。この1年間で1910万人増えました。ロシアのウクライナ侵攻の影響も大きいです。特徴的なのは、難民や国内避難民の41%が18歳未満の子どもだということです。日本でも難民のお子さんがすごく増えています。家族で来たり、妊婦さんが来たり、ヨーロッパでは普通にあるような未成年者だけで日本にやって来るといことも起こっています。

難民認定申請も増えています。2023年10月23日の共同通信の配信記事では、日本で難民認定を申請する外国人が2023年は急増し、1～9月で1万1000人を超え、過去最多に迫る勢いとのことでした。背景としては、コロナの水際対策が終了して、母国から脱出したくてもコロナ禍で動けなかった人が新たに入国して申請したこと、アフリカをはじめ紛争や政情悪化が相次いでいることが指摘されています。私としては、本当に命からがら逃げて来た人が多いので、まず逃げて来られてよかったと思います。ですがその一方で、入国まもない難民の人々に対する支援策は、日本では公的なものがほほないことを、問題にしたいです。そのため、多くの人が路上生活になっている現状があります。

私が知っている難民の方の事例では、単身の男性でホームレスになっている人は、たくさんいます。子どものいる方も多くて、1歳の子連れでホームレスになっていた人もいます。ある妊婦さんの例を紹介すると、妊娠9か月でホームレス生活をしてきた妊婦さんがいて、複数の支援団体・産婦人科・助産院が支援して、行政とも連携して、帝王切開で出産しました。何とか出産できてよかったのですが、出産費用をどうするかが問題でした。公的な支援がないので、出産費用の40万円程度は寄付を集めなければなりません。また現時点においても安定した住居がなく、安全な環境で子育てができていません。妊婦さんの支援は、いま私個人で3組、同時並行で動いている状況です。とにかく公的な支援が受けられないのです。

もうひと家族、紹介します。ある年の冬に出会った中央アフリカ出身の母子です。彼女が住んでいた町では宗教的・政治的対立から、大半の男性が殺され、妊婦も腹を切られる大虐殺が行われていたそうです。その手が自分にも及ぶと考えた夫は妻と小さい子どもとお腹の中にいる赤ちゃんだけは助けたいと考えて、お金をどうにか工面して母子を日本に逃れさせました。行き先が日本だった理由は他の国よりも早くビザが出たからです。無事に母子は日本に到着しますが、手持ち金がつき、一晩駅で寝ることになりました。妊婦と小さい子どもが路上生活になっていたわけです。その後、なんとかしてこの母子は私たち支援団体につながりました。その時点で、栄養のある食事を摂ることができず、病院に行くこともできない。住む場所もないという状況です。私たちは緊急的にホテルで保護をしました。その後行政に支援を求めましたが「できません」と言われてしまいました。安定した住居も見つからないままでした。当時は年末に向かう時期だったのでどんどんホテル代が高くなり、1泊1万円程度のホテル代がかさんでいきました。同時に、病院も見つからないし、ホテルで出産したら母子の命の保障もないという危機感の中にありました。

そこで、私たちは民間支援団体の方々に相談をして、同時に寄付も募り、この状況を乗り越えるために努力をしました。幸いにも寄付は集まり無事出産、元気な男の子が生まれました。住居も支援者が貸してくれてホテルよりは安定した住まいに移ることができました。その他にも多くの支援

者がこの母子の生活をサポートをしてくれました。この時期は支援者一同なかなか眠ることができないくらいの危機感の中にあったのですが、最終的に何とかなって本当によかったです。しかし、もしこの母子が私たちのような支援団体につながってなかったらどうなっていたのだろうかと思像してしまいます。もしかしたら公園やホテルで出産、死産した赤ちゃんを放置したとして「犯罪」という形で私たちの目の前に現れたかもしれません。その場合、母は逮捕されて在留資格を失い退去強制されてしまうかもしれませんし、子どもは施設に預けられることになるだろうと思います。当時の私の頭の中には、技能実習生が赤ちゃんを遺棄したということで逮捕された事件のことが常にありました。そういう意味でこの母子は「幸運」でした。

その後、赤ちゃんは支援者のサポートを受けスクスクと成長しています。私も嬉しいです。そう思っていた矢先に突然の知らせが本国から届きました。彼女の夫が亡くなっていたという知らせでした。殺害された可能性が高いとのことでした。私は改めて「難民」であることの厳しさ・辛さを目の当たりにしました。私がサポートしている難民認定申請者の多くは私が想像できないようなことを経験しています。難民認定申請書には自身に起きた出来事を記入しなければなりません。フラッシュバックを起し言葉に詰まる人、書き進められない人もいます。先ほどお話しした母子についても支援者が出産前に公園に連れて行ったときに、子どもは無邪気に遊んでいたようですが、母はベンチで一人座り、無表情で遠いところを見るようにして涙を流していたそうです。夫はどうなったのか、何もわからない日本という地で子どもとともに生きていけるのだろうか、そう考えていたのかもしれません。こうした経験をしてきた人たちは、本来であればメンタルヘルスのケアが必要です。しかし、この母子を含む多くの難民認定申請者は、食料や住居ですら事欠き、メンタルヘルスのケアを受ける余裕はありません。

### 困難を極める難民認定申請者の生活支援

新しく入国した難民の人たちは、まず短期滞在のビザで日本に来ることが多いです。難民認定申請をすると、特定活動という在留資格をもらうことができます。だいたい2か月です。その後更新ができて3か月・3か月で合計8か月、特定活動というビザをもらうことができる場合があります。ただ、この間は就労もできないですし、社会保障もほぼない。この8か月間が本当に大変で、だから路上生活になってしまうのです。どうにもできない。友人知人はそもそもいない。教会やモスクに行っても限界があるし、支援団体も限界状況です。難民事業本部（RHQ）という国の外郭団体があるのですが、そこに保護を申請しても決定は数か月後です。私の関わっている人は6か月後によく決定しました。路上生活して6か月後に決定なので、制度的に機能していません。

私がいま怖いと思っていることは、その方々の難民認定申請がこれからどうなるかです。8か月間はどうかしてサバイブしてもらって、8か月を超えたら働くことができるようになって良かったとしても、難民認定申請は人によってバラバラですが3～4年後に結果が出ます。難民認定申請は2%の認定率で、逆にいうと98%が却下です。却下になると、運用上、在留資格がそこで切れます。オーバーステイになります。いま新規の難民が日本に2万人来ているとして、単純計算では1万9000人強の人が、3～4年後に難民不認定になる。この人たちが帰れない状況になったときに、一気に仮放免者が2万人ぐらいい増えます。その状況が3～4年後にみえている。いま仮放免の人た

ちが5,000人ですので、2万人というのは想像がつかない数です。いまでも悲しい事件が起きている状況なのに、今後はさらに救えない人が多くできてきてしまうことに強い危機感を感じています。難民認定の在り方や「生きていけない」仮放免という制度をなんとかしなくてはなりません。この危機感を皆さんと共有できたらと思います。

### 3 何をすればよいか・できるか

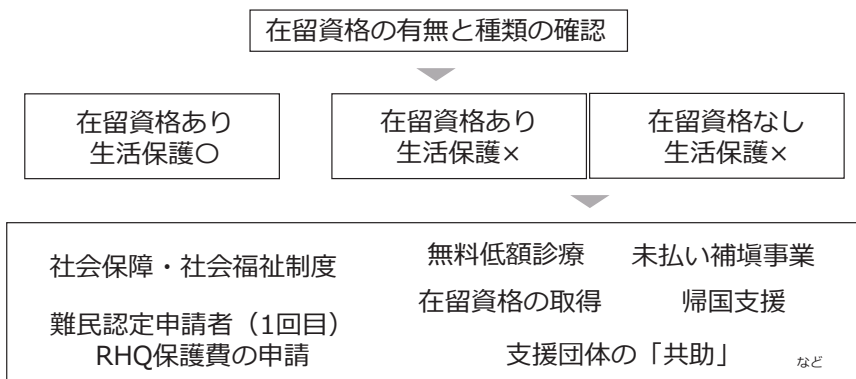
最後に、「何をすればよいか・できるか」について簡単にお話ししたいと思います。

もし皆さんが困窮する外国人から相談を受けたら、在留資格の有無と種類を確認してください。なぜかという使える制度が違って来るからです。在留資格があれば生活保護が使える場合があります。在留資格がない場合は、その他の社会保障制度で使えるものがないか探したり、在留資格の取得をサポートするなどの支援をすることになるかと思います（資料1）。

「国、自治体がすべきこと・問われていること」は、第一に、「生きる」ための保障です。具体的には、衣食住の確保と、就労を認めることです。第二に、日本で安定的に暮らすための基盤を保障してくださいということ。適切な難民認定手続き、適切な在留資格の付与、必要に応じて自己決定を尊重した帰国支援です。第三に、早期の統合化・定着支援をしてくださいということ。少なくとも短期的には「帰国」はできないわけですから、労働市場に入っていけるように、早期に日本語教育と就労支援が必要です。いまは多様性の担保、活性化、外国人人材などといわれていますが、仮放免者や難民という外国人に対して日本は何もありません。

「現場ですべきこと」としては、そもそも現状としては、制度がない、お金がない、お金をどうにか集めても出ていく一方、マンパワーもない、という状況です。できないことばかりで、救えない人が多すぎます。私が1年ぐらい前に出会った中学1年生の女の子は家族が日本語を話さなくて、その女の子だけが2歳ぐらいで日本に来ていたので日本語を話せる方でした。もともと在留資格があったのですが、難民認定申請が却下されて、在留資格を取り上げられてしまいました。親はそれまで普通に働いていたけれども働けなくなってしまい、家賃も滞納して、電気も滞納して、弟

資料1 困窮する外国籍者から相談を受けたら…



が大やけどしたけれども病院に行けない、という相談で出会いました。そのとき私たち支援団体もお金がなくて、どうにもできませんでした。こうこうこうで「できないです」とその子に伝えたら、その子が「はい、はい、はい」と淡々と行って、お母さんに母国語で伝えました。私もいろいろな相談を受けてきて、多くの人の切実な訴えを断ってきましたが、そのときばかりは心底「ああ」と思いました。中学1年生の女の子にお金がないと言わせて、しかも断る。それをお母さんに伝えさせる。この女の子は親御さんが病院に行くときは学校を休んで通訳をすることもあるそうです。ヤングケアラーでもあるその子どもに何ということをしてしまったのだろう、でもできないことは伝えなければいけない。

現場は常に緊急事態で、厳しい状況で、限界です。ただ皆さんには、生きていてほしいし、ただ生きるだけでなく健康でいてほしい。だから、できないと言うだけではなく、できることを探して動くしかありません。私は二つやらなければと思っています。一つ目はいつまでできるかわかりませんし大変なのですが「難民・仮放免者の支援を継続すること」、二つ目は「難民・仮放免者の存在を知ってもらうこと」です。雨漏りがしている家で、その雨漏りのところに桶を差し出すのが①の支援で、雨漏りの屋根を修復するのが②の支援です。この②について簡単に触れて終わりたいと思います。

イブソス株式会社という世論調査会社が、世界29か国を対象にした「難民に関する意識・行動調査」結果を2023年6月に発表しました。この1年間で難民のために行動を起こした人は、日本は7%、ダントツで世界ワースト1位でした。世界の平均は33%です。インドネシアは60%強と行動を起こした人が多い中で、日本はたった7%でした。この調査結果をみたときに、正直、私は、やはり日本は難民に冷たいと思ったのですが、考え方を少し変えて、でもウクライナの人たちにはしっかり支援しているじゃないかと思いました。冷たいのではなくて、知らないことが原因なのではないか、信じたいと思ったのです。それゆえ、難民のために行動を起こす人を日本の現在の7%から世界平均の33%にするのが私の小さな目標です。100%が理想的ですが、まずは33%にしたいと思っています。それゆえ、「イベントに参加する」「周りの人に知ってもらう」「イベントを企画する」「支援団体に参加する」などして、まずは現状を知ってもらいたい。さきほど紹介した映画『マイスマールランド』の上映会でもいいと思います。私も3万円ぐらいで自主上映会をやったので、小さなイベントを企画することもできるかと思います。まずは難民を知る・知ってもらうことからスタートです。

## おわりに

今日のような話をすると、「困窮する外国人は国に帰ればいいのか」といわれます。私自身も、その人が本国に帰ることで命や健康が守られるのであれば帰ることは選択肢の一つだと思いますし、実際に帰国支援もしてきました。ただ「帰国することができない」人たちもいることを知ってほしいのです。国の統計をみると、実は、国から退去強制令書を発布された人、つまり国から帰らなさいと言われた人の多くが帰国していることがわかります。年によってばらつきがありますが、大体90%程度で推移しています。多くの人が帰国という選択肢を選びますが、それで



も帰国できない人たちがいます。今日お話ししてきた人たちです。国民国家というものはある以上は国と国のはざまに置かれる人は必ず出てきます。その最も顕著なのが難民です。まずはそういった人たちがいることを知ってもらえたらと思います。そして、その上で、大変なことは沢山あるけれども、この人たちに何ができるのかを考えていただければ幸いです。

私の講演は以上です。ありがとうございました。

（おおさわ・ゆうま NPO 法人北関東医療相談会／一般社団法人つくろい東京ファンド）